

第35号議案

中間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年5月22日提出

中間市長 福田 浩

中間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

中間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年中間市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「の左欄に掲げる」を「執行機関の欄に掲げる市の」に、「行う同表の右欄」を「行う同表事務の欄」に、「により同表の右欄」を「により同表特定個人情報の欄」に、「の中欄」を「事務の欄」に改め、同条第2項中「の左欄に掲げる」を「執行機関の欄に掲げる市の」に、「の中欄」を「事務の欄」に、「の右欄」を「特定個人情報の欄」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 市の執行機関は、法別表の下欄に掲げる事務又は法第9条第1項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（特定個人情報の提供）

第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3 照会機関の欄に掲げる市の執行機関が、同表提供機関の欄に掲げる市の執行機関に対し、同表事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な同表特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表提供機関の欄に掲げる市の執行機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

別表第1に次のように加える。

8 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
9 教育委員会	就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対する就学援助に関する事務であって規則で定めるもの
10 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	<p>児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報及び生活に困窮する外国人に対して同法の規定に準じて実施する保護に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）</p>

		<p>であって規則で定めるもの</p> <p>(7) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</p>
2 市長	<p>児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</p>
3 市長	<p>予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</p>
4 市長	<p>身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</p>

<p>5 市長</p>	<p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 障害者関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (4) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの (5) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (6) 介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの (7) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
<p>6 市長</p>	<p>国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (4) 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの (5) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
<p>7 市長</p>	<p>知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (4) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

<p>8 市長</p>	<p>児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの (4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (5) 児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの (6) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
<p>9 市長</p>	<p>老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (4) 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの (5) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
<p>10 市長</p>	<p>母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの (4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (5) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
<p>11 市長</p>	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの

	養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (3) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
12 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (4) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
13 市長	母子保健法（昭和40年法律第141号）による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの (4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (5) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
14 市長	児童手当法による児童手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの (4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (5) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
15 市長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定

	<p>関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>めるもの</p> <p>(3) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</p>
16 市長	<p>介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</p>
17 市長	<p>健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</p>
18 市長	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</p>

		定めるもの
19 市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 障害者関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (4) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの (5) 特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの (6) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (7) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
20 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収並びに生活に困窮する外国人に対して同法の規定に準じて実施する保護に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの (3) 母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの (4) 児童手当法による児童手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの (5) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (6) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
21 市長	中間市子ども医療費の支給に関する条例による子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの

		<ul style="list-style-type: none"> (4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (5) 児童手当関係情報であって規則で定めるもの (6) 中間市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの (7) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
22 市長	中間市重度障がい者医療費の支給に関する条例による重度障がい者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの (4) 特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの (5) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (6) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
23 市長	中間市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの (4) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの (5) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (6) 中間市子ども医療費の支給に関する条例による子ども医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの (7) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

24 市長	障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業実施要綱による支援事業に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (4) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
25 市長	社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱による利用者負担額軽減事業に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (4) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
26 教育委員会	就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対する就学援助に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (4) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第5条関係）

照会機関	事務	提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対する就学援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (4) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

2 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	市長	(1) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
---------	---------------------------------------------	----	--------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

中間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

新旧対照表

改正後	改正前
<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1 <u>執行機関の欄に掲げる市の執行機関が行う同表事務の欄に掲げる事務、別表第2 執行機関の欄に掲げる市の執行機関が次項の規定により同表特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表事務の欄に掲げる事務及び市の執行機関が第3項の規定により利用特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う特定個人番号利用事務とする。</u></p> <p>2 別表第2 <u>執行機関の欄に掲げる市の執行機関は、同表事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>市の執行機関は、法別表の下欄に掲げる事務又は法第9条第1項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者(市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。)を特定する固有の番号を付番し、管理するもの(以下「住登外者宛名番号管理機能」という。)による住登外者の情報の管理に関する情報(以下「住登外者宛名情報」という。)であって当該執行機関が保</u></p>	<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1 <u>の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務及び市の執行機関が第3項の規定により利用特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う特定個人番号利用事務とする。</u></p> <p>2 別表第2 <u>の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</u></p> <p>3 (略)</p>

有するものを利用することができる。

5 (略)

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3照会機関の欄に掲げる市の執行機関が、同表提供機関の欄に掲げる市の執行機関に対し、同表事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な同表特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表提供機関の欄に掲げる市の執行機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 (略)

別表第1 (第4条関係)

(略)	
7 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)に基づき、生活に困窮する外国人に対して生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に準じて実施す

4 (略)

(委任)

第5条 (略)

別表第1 (第4条関係)

(略)	
7 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)に基づき、生活に困窮する外国人に対して生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に準じて実施す

	る保護に関する事務であって規則で定めるもの
8 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
9 教育委員会	就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対する就学援助に関する事務であって規則で定めるもの
10 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所に	（1）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であつ

	る保護に関する事務であって規則で定めるもの
--	-----------------------

別表第2（第4条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所に	（1）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であつ

<p>おける保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>て規則で定めるもの</p> <p>(2) 生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報及び生活に困窮する外国人に対して同法の規定に準じて実施する保護に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であ</p>	<p>おける保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>て規則で定めるもの</p> <p>(2) 生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報及び生活に困窮する外国人に対して同法の規定に準じて実施する保護に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であ</p>
------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

		<p>って規則で定めるもの</p> <p>(5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(7) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</p>			<p>って規則で定めるもの</p> <p>(5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
2 市長	児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p>	2 市長	児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p>

		て規則で定めるもの (5) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの			
3 市長	予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの (4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (5) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	3 市長	予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの (4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの	4 市長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
			5 市長	地方税法その他の地	(1) 障害者関係情報であって規則で定めるもの

	等への入所等の措置 又は費用の徴収に 関する事務であつて 規則で定めるもの	て規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であつて規則で定めるもの (4) 住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの		方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	て規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であつて規則で定めるもの (3) 地方税関係情報であつて規則で定めるもの (4) 医療保険給付関係情報であつて規則で定めるもの (5) 住民票関係情報であつて規則で定めるもの (6) 介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であつて規則で定めるもの
5 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	(1) 障害者関係情報であつて規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であつて規則で定めるもの (3) 地方税関係情報であつて規則で定めるもの (4) 医療保険給付関係情報であつて規則で定めるもの (5) 住民票関係情報であつて規則で定めるもの (6) 介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であつて規則で定めるもの (7) 住登外者宛名情報であ			
			6 市長	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	(1) 生活保護関係情報であつて規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であつて規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であつて規則で定めるもの (4) 介護保険給付等関係情

		って規則で定めるもの			報であって規則で定めるもの
6 市長	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (4) 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの (5) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの 	7 市長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
7 市長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (4) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの 	8 市長	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの (4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (5) 児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。）の
8 市長	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 			

	給に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの (4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (5) 児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの (6) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの 			支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
9 市長	老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (4) 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの 	9 市長	老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (4) 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
10 市長			10 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの (4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
11 市長			11 市長	特別児童扶養手当等	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの

		(5) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの		の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	て規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
10 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの (4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (5) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの			
11 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (3) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	12 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
12 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの	13 市長	母子保健法（昭和40年法律第141号）による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの

	者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (4) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの 		妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
13 市長	母子保健法（昭和40年法律第141号）による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの (4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (5) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの 	14 市長	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの (4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
			15 市長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの

14 市長	児童手当法による児童手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの (4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (5) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの 		もの	<ul style="list-style-type: none"> (4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (5) 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
15 市長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの (4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (5) 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの (6) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの 	16 市長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの (4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (5) 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
			17 市長	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの

16 市長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの (4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (5) 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの (6) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの 	18 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
17 市長	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (4) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの 	19 市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 障害者関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (4) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの (5) 特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの (6) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
18 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 			

	に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (4) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの 	19 の 2 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収並びに生活に困窮する外国人に対して同法の規定に準じて実施する保護に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの (3) 母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの (4) 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
19 市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 障害者関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (4) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの (5) 特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの (6) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (7) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの 	20 市長	中間市子ども医療費の支給に関する条例による子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの (4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (5) 児童手当関係情報であ

20 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収並びに生活に困窮する外国人に対して同法の規定に準じて実施する保護に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの (3) 母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの (4) 児童手当法による児童手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの (5) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (6) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの 			<ul style="list-style-type: none"> って規則で定めるもの (6) 中間市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
21 市長	中間市子ども医療費の支給に関する条例による子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの 	21 市長	中間市重度障がい者医療費の支給に関する条例による重度障がい者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの (4) 特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの (5) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
22 市長	中間市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの 	22 市長	中間市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの

		<ul style="list-style-type: none"> (4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (5) 児童手当関係情報であって規則で定めるもの (6) 中間市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの (7) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの 		もの	<ul style="list-style-type: none"> (4) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの (5) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (6) 中間市子ども医療費の支給に関する条例による子ども医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
22 市長	中間市重度障がい者医療費の支給に関する条例による重度障がい者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの (4) 特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの (5) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (6) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの 	23 市長	障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業実施要綱による支援事業に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
			24 市長	社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱による利用者負担額軽減事業に関する	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの

23 市長	<p>中間市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの (4) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの (5) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (6) 中間市子ども医療費の支給に関する条例による子ども医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの (7) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</p>	<p>る事務であって規則で定めるもの</p>	
24 市長	<p>障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業実施要綱による支援事業に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (4) 住登外者宛名情報であ</p>		

		って規則で定めるもの
25 市長	社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱による利用者負担額軽減事業に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (4) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
26 教育委員会	就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対する就学援助に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (4) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第3 (第5条関係)

照会機関	事務	提供機関	特定個人情報
1 教育	就学が困難と認	市長	(1) 生活保護関係情

委員会	められる児童生徒の保護者に対する就学援助に関する事務であって規則で定めるもの		報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (4) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	市長	(1) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの